

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	ぶどうの実 梶ヶ谷園
経営主体(法人等)	株式会社 ぶどうの木
対象サービス	児童分野 保育所
事業所住所等	〒213-0014 川崎市高津区新作1-18-4
設立年月日	平成27年4月1日
評価実施期間	平成28年9月 ～29年1月
公表年月	平成29年4月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部
評価項目	川崎市版
総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）	
【施設の立地・特徴】 ＜立地・概要＞ ぶどうの実梶ヶ谷園は平成27年4月1日開園しました。東急田園都市線梶が谷駅徒歩15分の住宅地内の6階建てマンションの1階部分にあります。0～5歳児定員50名、在籍者50名となっています。運営は株式会社ぶどうの木で、保育園5園、学童保育、学習塾などを経営しています。 ＜保育の特徴＞ ・保育理念は「シアワセな未来を創る”ひと”を育てる」 - 保育目標は「子どもひとり一人を大切に子ども主体の保育」 - 保育方針は「勇気づけの保育」「裁かない保育」「見守る保育」としています ・保育室は、0歳児は専用スペース、1、2歳児は保育室内を年齢別に区切って使用し、3～5歳児は常時、異年齢合同保育をしています。 ・設置法人内5園で保育課程検討委員会、カリキュラム会議、委員会活動、合同研修、地域支援など連携した取り組みを行っており、法人としての統一された理念や保育方針のもと、園運営を行っています。 ・職員の資質向上面で、就業規則第3章に職員も参加して職員のあるべき姿を網羅した「ぶどうの木の職員としての心がけ」を定め、これが職員の行動基準になっています。 【特に優れていると思われる点】 1 主体的に活動できるような環境設定 子どもの成長や興味にあったコーナー作りを検討し、子どもがより主体的に活動できるように環境設定をしています。乳児クラスは少人数や自分の好きな場所、興味のあるおもちゃで遊べるように、低い棚の配置や敷物、机などで空間を区切っています。幼児クラスは、遊びの種類、内容によってコーナーを分けているほか、一人遊びや、落ち着ける場所として衝立、棚を配置したコーナーも設けています。 2 子ども一人一人を大切に保育 一人一人の家庭環境や生活リズム、心身の発達や個性を尊重するよう努めています。育ちを見守り、意欲的に物事に取り組んでいけるように努力しています。乳児クラスでは、安心できる環境で、ゆったりとした時間を持ち、少人数グループで過ごし保育士との信頼関係を築いています。個々のペースを大切に育て育まれた自己肯定感から自信をもち、幼児クラスでは、その日遊びたい事を自分で決めて遊びこんだり、生活の流れに沿って自主的に行動し、友だちと協力しあったり、いたわりあうようになっています。 3 保育力向上への職員の努力	

保育目標の「子どもひとり一人を大切にする子ども主体の保育」の実践のために、職員が学びあう姿勢を大事にしています。設置法人合同研修の全員参加、園での各種会議、週末ミーティング、内部研修などで常勤、非常勤にこだわらず情報を共有し、活発に意見交換ができる環境を作っています。また年度初めに「自己評価チェック表」による自己評価を行った後、数人ずつでグループ討議を行っています。討議により自分自身の気づき、園としての課題の抽出を行い、個別年間目標を設定し、年度末に再チェックをし振り返りをしています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

1 事業計画の策定

中期計画をさらに具体化した内容で実施状況の評価が行えるように、担当者や実施時期・数値目標も設定した事業計画の組織的な策定が望まれます。

2 日常的な要望、意見の記録化

保護者からの要望、意見、苦情については、対策を講じていますが、日常寄せられる、口頭での要望や連絡帳に書かれた相談など、記録に残していないものや全職員に周知できていないものもあります。記録に残し、今後の解決に活かすことが期待されます。

3 ボランティア、実習生の受け入れ

ボランティア、実習生の受け入れマニュアル、プログラムを用意していますが、実績はありません。地域に根差す保育園として、地域住民から園に対するボランティアを積極的に受け入れ、保育士養成機関から実習生も積極的に受け入れて、地域の一員としての開かれた保育園運営を期待します。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重	・理念は「シアワセな未来を創る “ひと” を育てる」とし、基本方針は「勇気づけの保育・裁かない保育・見守る保育」としています。保育目標は「子どもひとり一人を大切にする子ども主体の保育」としており、いずれも子どもを尊重した保育を目指している事を明示しています。 ・人権擁護、虐待防止について園の運営規定に明記し、職員に周知しています。子どもの気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待について職員が率直に指摘しあい気づきあえるよう、日ごろから職員間で話し合っています。また虐待防止マニュアルがあり、早期発見に努めています。 ・プライバシー保護、基本的人権については設置法人合同研修、園長の指導により、職員は理解を深めています。個人情報取り扱いについては、十分配慮をしています。 ・職員は子どもの気持ちを受け止め、子どもの言動の裏にある意図や心の動きを理解し寄り添うよう、努めています。
2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	・行事後アンケート・年度末アンケート、個人面談、保育参加時や日常の会話から保護者の意見や要望を把握しています。 ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備し園玄関に掲示、重要事項説明書への記載などで保護者に周知しています。意見・要望・苦情には迅速に対応し、意見内容や園の対策などを園内に掲示したり、園だよりで伝えています。 ・園の目標として「ひとり一人を大切にする子ども主体の保育」を掲げ、一人一人の家庭環境や生活リズム、心身の発達やスピードや個性などを把握して尊重するよ

	う努めています。子どもの興味関心に応じて自分のしたい遊びを選ぶよう環境を整え、子どもが自己選択、自己決定し、自ら行動することができるように工夫しています。 ・特別な配慮が必要な子どもの保育にあたり、発達支援、障がい児支援、保護者支援などの研修を受講し、学びを深めています。療育センターや医療機関と連携をとっています。子どもへの対応、配慮点は職員間で情報共有しています。 ・子どもの年齢、発達に合わせて、個別に声かけや援助をし、食事・排泄・手洗い・着替え、ルールなど子どもが健康や安全に関心を持ち、進んで行動できるようにしています。
3.サービスマネジメントシステムの確立	・利用希望者からの問い合わせには随時受け付けています。見学希望については月に2回の設定日を設けて、毎回15組までとしています。保護者の希望により他の日に設定する場合があります。パンフレット（説明会用入園のしおり）をもとに、園長あるいは、主任が対応し、保育の理念や保育方針、保育の内容を丁寧に説明し、理解してもらえるよう努め、施設案内と保育の様子を見てもらっています。 ・入園前説明会で、保護者に説明するほか、入園内定者に「慣れ保育」について説明した文書を配付し、各家庭の都合により数日～10日程度個別に期間を設けています。また入園前に、各家庭の都合に合わせて「園内開放日」を1月末に3日程度設定し、希望日に親子で、午前中一緒に保育園で過ごす体験ができます。 ・入園前に把握した子どもの情報は個別ファイルにし、一人一人の具体的なニーズを児童票、指導計画に明示しています。時期ごと、あるいは必要時に見直し、変更後職員間で情報共有しています。 ・保育、事故防止、苦情対応、衛生管理に関するマニュアルに基づき、園運営されています。また「川崎市の健康管理マニュアル」を参考にしています。 ・園長は設置法人の保育園長会、事業運営会議に出席し、安全に関する話の内容、討議事項を園に持ち帰り、職員会議で伝えています。毎月火災や地震、不審者侵入を想定した様々な設定で避難訓練を実施しています。避難場所への経路、危険度などを把握しています。園長・主任不在時でも職員一人一人が的確・迅速な対応が取れるようにしています。 ・ケガ、事故については「ヒヤリハット」「アクシデントレポート」を作成しています。職員会議、週ミーティングで話し合いをして改善や再発防止に努めています。他園の事故やヒヤリハット事例を職員会議で取り上げています。日常点検以外に遅番が「安全チェック表」をもとに、再点検しています。
4.地域との交流・連携	・設置法人のホームページに園の情報、日常保育や行事の写真などを掲載しています。園の外掲示板に園だよりや行事案内を掲示しています。市の図書館や子育て支援センター、区役所で行う保育作品展や保育まつりなどの行事において、園の情報を掲載したパンフレットを配布しています。 ・高津区園長会、年長児連絡会議や幼保小連携会議などの区内の連携会議に参加して具体的なニーズの把握に努めています。 ・地域で乳幼児の子育てをしている家庭を対象に子育ての相談や保護者の交流の場

	として「子育てサロン」を企画、保育のスキルや遊びの提供を行っています。設置法人は、毎年「ぶどうフェス」を開催しています。今年は設置法人設立15周年を記念して梶ヶ谷園の施設を利用し、設置法人内の5保育園共同で親子や地域で参加できるベビーマッサージや食堂、積み木などの催しものを行いました。 ・近隣の小児科や小学校からの個別の相談に園長が応じています。また、共通課題の解決に向けて設置法人としても「ぶどうの木の子育て支援委員会」を設置し、区を超えて、組織的な取り組みに努めています。
5.運営上の透明性の確保と継続性	・理念・基本方針がパンフレット、設置法人ホームページ、「入園のしおり」、保育課程に記載されています。基本の方針が園内玄関に掲示されています。 ・基本方針は年度末の保育課程見直し時に職員間で確認しあい、年度初めに職員会議で園長が説明しています。保護者には、入園希望見学时に園の理念や保育の方針について、園長が丁寧に説明しています。また入園説明会で、「入園のしおり」「重要事項説明書」「クラスの年間目標」をもとに、説明をしています。 ・理念・基本方針の実現に向けて、3年（平成28～31年）中期計画目標を立てています。中期計画を踏まえた単年度ごとの事業計画は策定されていません。具体的な事業計画を策定し、職員・保護者への周知が期待されます。 ・今年度、川崎市の基準により、第三者評価を受審しました。園においては、職員は年度初めの4月に、300項目におよぶ「自己点検 自己評価のためのチェックリスト」をもとに、自己評価を行っています。 ・設置法人本部が社会福祉事業全体の動向について把握しています。設置法人として「ぶどうの木子育て支援委員会」を設置し、区を超えて多摩区、宮前区、狛江市など近隣の地域との連携を深めています。園では高津区幼保小連絡会議、設置法人などから情報を得ています。把握された情報は、「地域の子育て支援」など中期計画に反映されています。
6.職員の資質向上の促進	・就業規則に服務規程、倫理規程が明記されています。保育園業務マニュアル、個人情報に関するマニュアルに法令順守、個人情報保護が規定されています。園長は、設置法人の5園園長会議や、高津区園長会などで入手した他園での事故や不適切事例、報道などによる不適切事例などを職員に報告し、話し合いを持って職員に法令順守の徹底を再確認しています。 ・設置法人の定めた保育方針、職員の基本姿勢を定めた「ぶどう基準」に、組織が職員に求める基本姿勢や意識が示されています。保育実践に必要な専門知識や技術、経験・能力に応じた期待水準は、「就業規則」「職員のためのステップアップ表」に明示されています。 ・年度初め4月に各職員が「自己評価チェック表」による自己評価を行った後、年間の自己目標を設定し、園長と面談後に研修計画につなげています。年度末に、「自己評価チェック」の再チェックを行い、振り返りも行っています。 ・園長は職員と年2回以上個人面談を行っています。園長・主任は職員が日ごろから、希望や要望を言いやすい雰囲気を作っています。 ・設置法人では人事採用計画を見直したり、ライフサイクルに合わせた働き方や長

く就労できる環境についても考えています。育休、産休明け職員には「ししゃもの会」があり、相談やサポートをする体制があります。育休中や休職中の職員のグループ登録をし、園長は定期的に連絡や情報交換の場を作っています。

・実習生、ボランティアの受け入れ体制がありますが、実績はありません。今後、受け入れが期待されます。

〔川崎市福祉サービス第三者評価結果報告様式〕
(認可保育所版)

対象事業所名（定員）	ぶどうの実 梶ヶ谷園 （50名）
経営主体（法人等）	株式会社 ぶどうの木
対象サービス	認可保育所
事業所住所	〒213-0014川崎市高津区新作1-18-4
事業所連絡先	TEL044-870-3553
評価実施期間	平成28年9月～平成29年1月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

評価実施シート (管理者層合議用)	評価実施期間 平成28年9月8日～平成28年11月10日
	(評価方法) ・園長・主任がそれぞれ自己評価を行い、その上でそれぞれの記載した評価内容を項目別に摺合せ、評価が異なるところは合議して結論を記載しました。
評価実施シート (職員用)	評価実施期間 平成28年9月8日～平成28年11月10日
	(評価方法) ・職員に対し評価機関が記載説明会を開催し、その後職員一人一人が個別に評価のうえ、密封、無記名で提出したものを評価機関が回収しました。
利用者調査	(配付日) 平成28年10月20日 ----- (回収日) 平成28年11月4日
	(実施方法) ・全園児の保護者にアンケート用紙と返信用封筒を園から渡して、園に回収箱を備え、無記名・密封の状態で評価機関が回収しました。
評価調査者による 訪問調査	評価実施期間（実施日）／平成28年12月8・13日
	(調査方法) ・2名の評価調査員が2日間園を訪問し、現場観察、書類確認、職員の面接ヒアリング（園長ほか職員2名）及び子どもの観察を行いました。

〔総合評価〕

＜施設の概要・特徴＞

＜立地・概要＞

ぶどうの実梶ヶ谷園は田園都市線梶ヶ谷駅徒歩15分の住宅地内の6階建てマンションの1階部分にあります。平成27年4月1日に開園し、定員は0～5歳児50名で、現在籍者も50名です。運営法人は株式会社ぶどうの木で、保育園5園、学童保育、学習塾などを経営しています。

＜保育の特徴＞

- ・保育理念は「シアワセな未来を創る”ひと”を育てる」
保育目標は「子どもひとり一人を大切にする子ども主体の保育」
保育方針は「勇気づけの保育」「裁かない保育」「見守る保育」としています
- ・保育室は0歳児は専用スペース、1、2歳児は保育室内を年齢別に区切って使用し、3～5歳児は常時、異年齢合同保育をしています。
- ・法人内5園で保育課程検討委員会、カリキュラム会議、委員会活動、合同研修、地域支援など連携した取り組みを行っており、法人としての統一された理念や保育方針のもと、園運営を行っています。
- ・職員の資質向上面で、就業規則第3章に職員も参加して職員のあるべき姿を網羅した「ぶどうの木の職員としての心がけ」を定め、これが職員の行動基準になっています。

〔全体の評価講評〕

＜特によいと思う点＞

1 主体的に活動できるような環境設定

子どもの成長や興味にあったコーナー作りを検討し、子どもがより主体的に活動できるように環境設定をしています。乳児クラスは少人数や自分の好きな場所、興味のあるおもちゃで遊べるように、低い棚の配置、敷物、机などで空間を区切っています。幼児クラスは、遊びの種類、内容によってコーナーを分けているほか、一人遊びや、落ち着ける場所として衝立、棚を配置したコーナーも設けています。

2 子ども一人一人を大切にされた保育

一人一人の家庭環境や生活リズム、心身の発達や個性を尊重するように努めています。育ちを見守り、意欲的に物事に取り組んでいけるように努力しています。乳児クラスでは、安心できる環境でゆったりとした時間を持ち、少人数グループで過ごし保育士との信頼関係を築いています。個々を大切に育て育まれた自己肯定感から自信を持てるようになっていきます。幼児クラスでは、その日遊びたい事を自分で決めて遊びこんだり、生活の流れに沿って自主的に行動し、友だちと協力しあったり、いたわりあうようにもなっています。

3 保育力向上への職員の努力

保育目標の「子どもひとり一人を大切にする子ども主体の保育」の実践のために、職員が学びあう姿勢を大事にしています。設置法人合同研修の全員参加、園での各種会議、週末ミーティング、内部研修などで常勤、非常勤にこだわらず情報を共有し、活発に意見交換ができる環境を作っています。また年度初めに「自己評価チェック表」による自己評価を行った後、数人ずつでグループ討議を行っています。討議により自分自身の気づき、園としての課題の抽出を行い、個別年間目標を設定し、年度末に再チェックをし振り返りを行っています。

＜さらなる改善が望まれる点＞

1 事業計画の策定

中期計画をさらに具体化した内容で実施状況の確認・評価が行えるように、担当者や実施時期・数値目標も設定した事業計画の組織的な策定が望まれます。

2 日常的な要望、意見の記録化

保護者からの要望、意見、苦情については、対策を講じていますが、日常寄せられる、口頭での要望や連絡帳に書かれた相談など、記録に残していないものや全職員に周知できていないものもあります。記録に残し、今後の解決に活かすことが期待されます。

3 ボランティア、実習生の受け入れ

ボランティア、実習生の受け入れマニュアル、プログラムを用意していますが、実績はありません。地域に根差す保育園として、地域住民から園に対するボランティアを積極的に受け入れ、保育士養成機関から実習生も積極的に受け入れて、地域の一員としての開かれた保育園運営を期待します。

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域
1 サービスマネジメントシステムの確立
＜特によいと思う点＞
・保護者も子どもも安心して入園できるように、入園前に、「園内開放日」を1月末に3日程度設定し、各家庭の希望日に、親子で午前中一緒に保育園で過ごす体験ができるようにしています。入園予定者全員が参加しており、保護者に喜ばれています。
・迎えに来た保護者が子どもの一日の様子が分かるように、各クラスの週・日案は玄関ホール掲示板に掲示してあります。特に日案では、子どもたちがその日どのような遊びをしたか、また、クラスでは何をしていたかなどを分かりやすく記載しています。
・各マニュアルについては、1年に1度あるいは、気づいた事をその都度職員間で話し合い、設置法人はその意見を尊重して改訂しています。「就業規則」には園の運営、方針、保育士としての心構え、保育実践に関する事項を網羅し、中でも第3章「ぶどうの木職員としての心がけ」は、保育士のあるべき姿を詳細に記載して職員の行動基準を示し、毎年、必要に応じて改定をしています。

評価分類	(1) サービスの開始・終了時の対応が適切に行われている。		A
・利用希望者からの問い合わせは随時受け付け、見学希望は月に2回設定日を設けていますが、保護者の希望に沿う場合もあります。パンフレットをもとに、園長あるいは、主任が対応し、保育方針、保育の内容を丁寧に説明し、理解してもらえるよう努め、施設案内と保育の様子を見てもらっています。 ・入園説明会で、サービス内容を具体的に記載した「入園のしおり」「重要事項説明書」を配付し、サービス内容、延長保育料金などを説明しています。説明時には、保護者が理解しやすいように、読み合わせをしながら、質問も受け付けています。持ち物、準備するものは実物やイラストをみせるなどしています。 ・入園前説明会で、「慣れ保育」を説明し、「慣れ保育」についての文書も配付し、各家庭の都合により数日～10日程度個別に期間を設けています。また入園前に、「園内開放日」を1月末に3日程度設定し、希望日に親子で、午前中保育園で過ごす体験ができます。 ・園長、年長担当職員が高津区幼保小園長校長会議、年長児担当者会議に参加し、保護者に、就学に向けての生活習慣や留意点を伝えています。「保育所児童保育要録」は就学予定校へ園長・主任が持参しています。			
評価項目			実施の可否
①	保護者等（利用希望者を含む）に対してサービス選択に必要な情報を提供している。		○
②	サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。		○
③	サービス利用開始後に、子どもの不安やストレスが軽減されるような支援を行っている。		○
④	就学がスムーズに行われるよう、保育の方法や保護者とのかわりに配慮されている。		○

評価分類		A
(2) 手順を定め、その手順に従ったアセスメントを行い、サービス実施計画を策定している。		
・入園前に「児童票」「入園時生活調査シート」「健康記録表」「離乳食面接記録」の園所定書類を提出してもらい、面談時の「個人面談記録」も活用して一人一人の発達、家庭環境を把握し、具体的なニーズを児童票、指導計画に明示しています。 ・指導計画は各年齢担当職員が作成し、主任がチェックし最終確認は園長が行っています。設置法人に、保育課程、年齢別カリキュラムの検討チームが設置されています。栄養士が食育計画を作成しています。看護師が保健計画を作成しています。 ・日案、週案は天候、子どもの状況で、必要に応じ見直しをしています。月案については、職員会議や週末ミーティングで反省見直しをしています。年間指導計画については、4期ごとに見直しをしています。指導計画の変更内容は、職員会議、週末ミーティングで周知し、各クラスで出席していない職員へ口頭でポイントを伝えるほか、職員会議録、「伝達ボード」「報連相ノート」を全職員が確認するようにし、確認サインをしています。		
評価項目		実施の可否
①	手順を定め、その手順に従ってアセスメントを行っている。	○
②	指導計画を適正に策定している。	○
③	状況に応じて指導計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類 (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		A
・毎日の子どもに関するサービス実施について、2歳児まで保育日誌の個人欄に、幼児クラスは「個人記録ノート」に記録しています。記録内容や、書き方の視点を主任が確認するほか、園長・主任・先輩職員が指導や助言を行っています。 ・子どもの記録の保管、保存、廃棄については、就業規則に定められています。情報開示についての規定は「特定個人情報取扱規定」に明示しています。保護者に、4月の懇談会で「重要事項説明書」の説明時に、「保育所児童保育要録」が情報開示できることを伝えています。個人情報が表示された書類、児童票などは事務室の鍵のかかる書棚に保管管理されています。園外持ち出し禁止としています。 ・職員間の引継ぎは保育については「伝言ボード」「連絡確認ボード」に記録し口頭でも伝えています。業務連絡は「報連相ノート」を事務室に置き、職員が確認して情報共有しています。月に一度、職員会議（ケース会議も含む）・給食会議、必要に応じてケース会議、週一回実施のミーティングで、子どもの状況などを報告し話し合っています。会議に出席できなかった場合は会議録を確認することになっています。		
評価項目		実施の可否
①	子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	○
②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	○
③	子どもの状況等に関する情報を職員間で共有している。	○

評価分類 (4) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		A
・保育、事故防止、苦情対応、衛生管理に関するマニュアルに基づき、園運営されています。また「川崎市の健康管理マニュアル」を参考にしています。職員は設置法人の「合同研修会」で、標準的なサービスの実施方法について学んでいます。 ・「保育課程」「就業規則の『ぶどうの職員としての心がけ』の項目」に子どもを尊重した対応が明示されています。職員の行動規範として「ぶどう基準」を設け、子ども尊重の姿勢を明示しています。 ・マニュアルについては、一年に1度あるいは、気づいた事をその都度職員間で話し合うことにしています。改定は設置法人が行うことになっています。職員間で気づいた事、保護者アンケート、保護者面談、保護者との日常の会話から寄せられた意見を参考にして職員会議で話し合い、反映するようにしています。「就業規則」に園の運営、方針、保育に関する事項を網羅し、毎年、改定をしています。		
評価項目		実施の可否
①	提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	○
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	○

評価分類		A
(5) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
・園長は設置法人の保育園長会、事業運営会議に出席し、安全に関する話、討議事項を園に持ち帰り、職員会議で伝えています。「防災分担表」「緊急時連絡先」を事務室に掲示し職員に周知しています。 ・収納庫は作り付けになっています。保育室の棚はねじ止めで、可動式となっています。高い所に物を置かないようにしています。園内に消火器・AED（自動体外式除細動器）が設置されています。立地上、津波よりもがけ崩れや道路寸断などの危険性を考慮しています。毎月火災や地震、不審者侵入を想定し様々な設定で避難訓練を実施しています。避難場所への経路を把握しています。設置法人の「防災委員会」があり、系列園各園の職員が参加しています。消防署の協力のもと、水消火器で消火訓練を行っています。神奈川県主催の「かながわシェイクアウト」（いっせい防災行動訓練）に園として参加しました。神奈川県安全防災局くらし安全交通課による防犯講和の機会を設けています。 ・けが、事故については「ヒヤリハット」「アクシデントレポート」を作成し、職員会議、週ミーティングで話しあっています。日常点検以外に遅番が「安全チェック表」で再点検しています。		
評価項目		実施の可否
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における子どもの安全確保のための体制が整備されている。	○
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	○
③	子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	○

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域 2 人権の尊重
＜特によいと思う点＞ ・職員は保育の際に子どもの気持ちを受け止めるようにしています。毎朝子どもが、部屋にある全ての遊びコーナーを写真で表示した「プランボード」を見て自分のやりたい遊びを選択・自己決定するように促しています。職員に園の「見守り保育」の基本姿勢に沿った教育をするため、基本姿勢を職員にまとめてもらい、それに基づいた研修を実施しています。 ・設置法人全体の合同研修を行い、理念や基本方針について職員に説明し、それが子ども尊重や基本的人権の配慮につながることを理解できるように努めています。園の方針である「子ども主体の保育」の実践については、計画の作成時や実際の保育の現場での疑問点などを通して職員間で議論しています。園長は、見学会や保護者会で園の方針を繰り返し保護者に話し、理念などを保護者とも共有するよう努めています。

評価分類 (1) サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。	A
・職員は保育の際に子どもの気持ちを受け止めるようにしています。毎朝子どもが、部屋にある全ての遊びコーナーを写真で表示した「プランボード」を見て自分のやりたい遊びを選択・自己決定するように促しています。職員に園の「見守り保育」の基本姿勢に沿った教育をするため、基本姿勢を職員にまとめてもらい、それに基づいた研修を実施しています。 ・設置法人全体の合同研修を行い、理念や基本方針について職員に説明し、それが子ども尊重や基本的人権の配慮につながることを理解できるよう努めています。園の方針である「子ども主体の保育」の実践については、計画の作成時や実際の保育の現場での疑問点などを通して職員間で議論しています。園長は、見学会や保護者会で園の方針を繰り返し保護者に話し、理念などを保護者とも共有するよう努めています。 ・園の運営規定に、園児の人権擁護、虐待防止について定めています。また、重要事項説明書に虐待を行った職員に対し研修等を実施する措置を行うことを明記しています。子どもの気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待について職員が率直に指摘しあい気づきあえるよう、日ごろから職員間で話し合っています。	
評価項目	実施の可否
① 日常の保育にあたっては、個人の意思を尊重している。	○
② 子どもを尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	○
③ 虐待の防止・早期発見のための取組を行っている。	○

評価分類		A
(2) 利用者のプライバシー保護を徹底している。		
・業務を通じて知り得る個人情報の管理について、設置法人で規定を作成し、全職員に周知しその重要性を認識するように努めており、職員会議でも確認しています。個人名の入った書類は園外に持ち出さないように定め、園長は、個人情報を含む書類について、その都度他言の無用や持ち出しの禁止など職員に注意喚起しています。個人情報を含む書類は鍵付きの保管庫に入れて管理しています。個人情報の取り扱いや保護方針について、職員が入職前に誓約書を取り交わしています。 ・個人情報保護方針は、4月の保護者会で保護者に説明し、同意書をとっています。子どもや保護者に関する情報を外部とやり取りする必要がある場合は、保護者に同意を得ています。園のホームページに子どもの写真を掲載することについても同意書をとるようにしています。個人情報が含まれるお知らせを手渡すための目隠しファイルを用意し、保育料に関する個人別の手紙を封入しています。		
評価項目		実施の可否
①	子どもや保護者に関する情報（事項）を外部とやりとりする必要がある場合には、利用者の同意を得るようにしている。	○
②	子どもの気持ちに配慮した支援を行っている。	○

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域
3 意向の尊重と自律生活への支援に向けたサービス提供
＜特によいと思う点＞ ・お店屋さんなどのごっこ遊び、集団遊びなど子ども同士が支え合うような内容を意図的に保育に取り込んでいます。公園での鬼ごっこ、花いちもんめ、カードゲームなど遊びを通じてルールやじゃんけんなどを理解できるよう職員がかかわっています。週1回の教育的プログラム「セカンドステップ」により良好な対人関係スキルを身に着けることをねらっています。コーナーの配置を工夫し、季節や発達の様子も考慮し変化をもたせ、見たて遊びなども取り入れ、おもちゃや素材に興味がわくように工夫しています。 ・子ども一人一人の家庭環境や生活リズム、心身の発達やスピードや個性などを把握して尊重するよう努めています。配慮を要する子の担当保育士は、配慮を要する子本人の発するサインを、担当外の職員や延長保育のスタッフにも周知しています。また、担当保育士は、連絡帳を介して本人が好きな歌や日ごろ楽しんでいる遊びを家庭から教えてもらい、音楽をきっかけとして早く子どもとの距離を縮めるよう工夫しています。 ＜さらなる改善が望まれる点＞ ・保護者からの要望で、全職員が内容を共有し統一した対応をとることが望ましいと園長が判断したものは、園長が苦情対応簿に内容や経過、対応を記入し、職員間で情報共有しています。しかし、連絡帳や口頭で伝えられる要望のなかで職員から園長に相談がなかったものは、園長は把握していません。職員間の対応の統一や情報共有のために、口頭での要望や連絡帳に書かれた相談、取った対応について些細なことでも記録に残し、今後の参考にすることが期待されます。

評価分類	(1) 利用者の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる。	A
・保育参加や行事後にアンケートを実施しています。さらに年度末には1年間を振り返り感想や意見をアンケートでもらっています。アンケートの結果は、職員会議などで検討し、改善案を次の取り組みに取り入れるなどしています。年に1度は全員に個人面談を実施して、園に対する要望など聞くようにしています。普段から保護者から事務所や多目的スペースなどで話を聞き、信頼関係の構築に努めています。 ・各行事や年度末のアンケート集計については園長が分析し、結果を職員全員に周知し、課題がある場合は、職員会議などで話し合う機会を設けています。保護者には、結果をホールに掲示し園だよりにも掲載し保護者会で説明しています。検討する課題がある場合は保護者会で検討できるよう体制を整備しています。		
評価項目	実施の可否	
①	利用者満足の把握に向けた仕組みを整備している。	○
②	利用者満足の向上に向けた仕組みを整備し、サービス向上に取り組んでいる。	○

評価分類	(2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	B
・園や法人のほかに、第三者委員に直接苦情を申し立てることができることを、玄関に掲示し重要事項説明書にも明記しています。意見箱をエントランスに設置し、保護者の声を受け止める体制を作っています。保護者会、個人面談、アンケートなど様々な機会と手段を用意し、また相談しやすいようにエントランスに多目的スペースを設けるなど、苦情、要望、意見、相談しやすいように工夫しています。		

・全職員が内容を共有し統一した対応をとることが望ましいと園長が判断した保護者からの要望は、園長が苦情対応簿に内容や経過、対応を記入し、職員間で情報共有しています。苦情などの対応の議事録や対応簿は職員室に掲示し、職員は読後印を付けています。

・要望や苦情はマニュアルに沿い職員会議で原因を分析し対応し、日々の要望や意見は週ミーティング、月ミーティングで伝えています。

＜コメント・提言＞

・連絡帳や口頭で伝えられる要望のなかで園長に相談がなかったものは、園長は把握していません。職員間の対応の統一や情報共有のために、口頭での要望や連絡帳に書かれた相談、取った対応について些細なことでも記録に残し、今後の参考にすることが期待されます。

評価項目		実施の可否
①	子どもや保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	○
②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	●
③	子どもや保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	○

評価分類		
(3) 子ども一人ひとりの発達の状態に応じた援助を行っている。		A
・一人一人の家庭環境や生活リズム、心身の発達やスピードや個性などを把握して尊重するように努めています。 ・お店屋さんなどのごっこ遊び、集団遊びなど子ども同士が支え合ったり、助け合うような内容を意図的に保育に取り込むようにしています。また、鬼ごっこ、花いちもんめ、ルールのあるカードゲームなどを通してルールやじゃんけんなど理解できるよう職員がかかわっています。 ・教育的プログラム「セカンドステップ」を導入し、週1回指導者や曜日を決めて取り組み、良好な対人関係スキルを身に着けることをねらっています。 ・コーナーにはおもちゃや素材を豊富に用意し、コーナーの配置も工夫するように努めています。季節や発達の様子も考慮し変化を持たせ、見立て遊びなども取り入れおもちゃや素材に興味をわくよう工夫しています。 ・担当保育士は、配慮を要する子本人の発するサインを、担当外の職員や延長保育のスタッフにも周知しています。 ・配慮を要する子の担当保育士は、連絡帳を介して本人が好きな歌や日ごろ楽しんでいる遊びを家庭から教えてもらい、音楽をきっかけとして早く子どもとの距離を縮めるよう工夫しています。		
評価項目		実施の可否
①	子ども一人ひとりを受容し、その発達の過程や生活環境などの理解を深めて働きかけや援助が行われている。	○
②	様々な人間関係や友達との協同的な体験ができ、生活が豊かになるような環境が整備されている。	○
③	子どもが主体的に活動し、自分を表現し、他者の表現を受け入れる力が育つように支援している。	○
④	特別の配慮が必要な子ども（障害のある子どもを含む）の保育にあたっては、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように援助している。	○

＜サービス実施に関する項目＞

共通評価領域 4 サービスの適切な実施
＜特によいと思う点＞ - 積極的に戸外で体を動かすカリキュラムに取り組んでいます。15～20分ほど歩き公園に行き、遊具、自然の中で歩く、走る、花いちもんめ、鬼ごっこなど遊びを通じて体を動かすように促しています。一定の時間内の幅の中で食事の時間も自己選択や自己決定を大切に、3歳以上児は、保育士が個々に子どもの目の前で盛り付けをし自分で食べられる量を決め、無理なく意欲的に食事するよう支援しています。食事開始や食べ終わる時間も一斉ではなく、テーブルと一緒に食べる友達も自分で決めています。 - 登降園時、子どもの様子を把握しその日の様子を伝えるように努めています。保育士と保護者が十分話そうことができるよう、園長や主任が保育に入り助けるなど工夫しています。連絡帳にはエピソードを交えてその日の子どもの様子がイメージでき肯定的な側面を重視して記載するように心がけ、保護者とコミュニケーションをとるようにしています。

評価分類 (1) 家庭と保育所の生活の連続性を意識して保育を行っている。		A
- 登園時、連絡帳や保護者との会話で、子どもの健康状態や生活リズム、生活の様子など把握し、連絡確認ボードへ記入し職員間で情報共有しています。 - 積極的に戸外で体を動かすカリキュラムに取り組んでいます。15～20分ほど歩き公園に行き、遊具、自然の中で歩く、走る、花いちもんめ、鬼ごっこなど遊びを通じて体を動かすように促しています。 - 家庭での睡眠のリズムや希望にも配慮し、一人一人の子どもの状態に合わせ休息時間が取れるようにしています。 - 登降園時、子どものその日の様子を伝えるようにしています。保育士と保護者が十分話そうことができるよう、園長や主任が保育に入り助けるなど工夫しています。連絡帳にはエピソードを交え、子どもの様子がイメージでき肯定的な側面を重視して記載するよう努め、保護者とコミュニケーションをとるようにしています。		
評価項目		実施の可否
①	登園時に家庭での子どもの様子を保護者に確認している。	○
②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるよう支援を行っている。	○
③	休息（昼寝も含む）の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している。	○
④	お迎え時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている。	○
⑤	保育所の保育に関して、保護者の考え方や提案を聴く機会を設けている。	○

評価分類		A
(2) 保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。		
・少人数で遊べるおもちゃを用意したり、保育士とのスキンシップをとるなどゆったりとした関わりを大切にしています。年齢の低い子どもは特別に夕方寝かせる、保育する部屋を替え、ゆったりとロフトで過ごすなどし、必ず保育士がそばにつき個別のかかわりを持つようにしています。 ・おもちゃ類の飲み込みや環境設定に配慮し、1、2歳児と3歳以上児に分かれて合同保育を行い、18時を過ぎたら、一緒になるようにしています。0歳児はなるべく0歳児の部屋で過ごし、18時半以降になったら合同保育に加わるようにし、安全・安心に配慮しています。		
評価項目		実施の可否
①	保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。	○
②	年齢の違う子どもとも楽しく遊べるような配慮をしている。	○

評価分類 (3) 子どもが楽しく安心して食べることができる食事を提供している。		A
・0、1、2歳児は、子ども一人一人の食事の量やスピードにあわせ、状況に応じ個別で対応しています。3歳以上児は、保育士が個々に子どもの目の前で盛り付けをし自分で食べられる量を決め、無理なく意欲的に食事するよう支援しています。食事開始や食べ終わる時間も一斉ではなく、テーブルと一緒に食べる友達も自分で決めています。 ・設置法人共通で、出汁を基本とした和食中心の4週ごとの献立をたてています。生協や地元の信頼できる業者より食材を仕入れ、発酵食品、魚介類、季節の野菜、玄米・分づき米・胚芽米などを取り入れ、安全・安心な給食となるように努めています。 ・アレルギーについては川崎市健康管理委員会の指導のもと除去食を提供しています。調理担当と職員間でアレルギーの種類やメニューを復唱して確認し、テーブルを別にし、食器も変え、専用のお代わりを提供し誤食の防止に努めています。 ・食育計画を年齢ごとに作成し、野菜の栽培、野菜の皮むき、うどん作り、おにぎり作り、お月見団子作り、味噌作りなどを通して直接食材に触れ、調理技術も身につけ、意欲的に食事に取り組めるようにしています。		
評価項目		実施の可否
①	子どもが楽しく、落ち着いて食事を取れるような雰囲気作りに配慮している。	○
②	メニューや味付けなどに工夫をしている。	○
③	子どもの体調や文化の違いに応じた食事（アレルギー対応を含む）を提供している。	○
④	保育所の食事に関する取組を保護者に対して伝える活動をしている。	○

評価分類 (4) 子どもが心身の健康を維持できるよう支援を行っている。		A
・事故予防の考え方とマニュアルを基に、子どもの心身の発達と行動傾向から、事故を未然に防止するよう取り組んでいます。園長はヒヤリハットや事故報告書を集計し、かみつきの多い時間帯など特徴をつかむように努めています。 ・年間の保健計画に基づき、0、1歳児は毎月、2歳児以上児は年4回園医による健康診断と身体測定を実施しています。結果は「すこやか手帳」に記録し職員が確認しながら保育にあたり、保護者へも報告しています。歯科検診、ぎょう虫検査も結果を書面で保護者に伝え、必要に応じて病院への受診を勧めています。「すこやか手帳」に予防接種の記録を保護者に書いてもらい、健康面でも保護者と連携をとっています。 ・乳幼児突然死症候群の防止のために、年齢別の基準をもとに午睡中は呼吸のチェックを行い結果は記録に残しています。0歳児は5分おき、1、2歳児は10分おきにチェックしています。		
評価項目		実施の可否
①	けがや病気を防止するため、日頃から身の回りの危険について子どもに伝えている。	○
②	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それぞれの保育に反映させている。	○
③	保護者に対して感染症や乳児突然死症候群（SIDS）等に関する情報を提供し、予防に努めている。	○

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域
5 運営上の透明性の確保と継続性
<特によいと思う点>
・理念、基本方針の実践のために、より具体的な行動指針となる「ぶどう基準」を職員で作り上げ、園内に掲示もしています。各クラスの保育室前に、その年齢の子どもにとって大切なことが書かれたボードがあり、職員や保護者がいつも確認できるようになっています。「ぶどう基準」の一部（「対話する」）をテーマにし、期間を設定して毎日振り返りの機会を設けています。「ぶどう基準」を見つめなおすことで、職員同士の連携も取りやすくなりました。
<さらなる改善が望まれる点>
・中期計画に基づいた、単年度ごとの具体的な事業計画を策定し、職員・保護者への周知が期待されます。また経営やサービスのコスト分析後の改善の取り組みが、事業計画に反映されることが期待されます。
・今回の第三者評価受審の結果を職員間で話し合い、課題抽出や改善につなげ保育の充実が図られることが期待されます。

評価分類	(1) 事業所が目指していること（理念・基本方針）を明確化・周知している。		A
・理念・基本方針がパンフレット、設置法人ホームページ、「入園のしおり」、保育課程に記載されています。理念は「シアワセな未来を創る人を育てる」とし、基本方針は「勇気づけの保育・裁かない保育・見守る保育」としています。保育目標は「子どもひとり一人を大切に子ども主体の保育」として、設置法人の使命や考え方を読み取ることができます。 ・職員は、入社前説明会、入社試験時、設置法人合同研修会で理念・基本方針の説明を受けています。基本方針は年度末の保育課程見直し時に職員間で確認しあい、年度初めに職員会議で園長が説明しています。折に触れ、会議などで保育に関連付け、園長や主任が話をしています。 ・入園希望見学時に、園の理念や保育の方針について、園長が丁寧に説明しています。理念・基本方針などを記載した「入園のしおり」「重要事項説明書」「クラスの年間目標」を入園時に保護者に配付しています。園だより、クラスだよりに目標や保育のねらい、様子をわかりやすい言葉で記載しています。各クラスの保育室前に、その年齢の子どもにとって大切なことが書かれたボードがあり、職員や保護者がいつも確認できるようになっています。			
評価項目			実施の可否
①	理念・基本方針を明示している。		○
②	理念・基本方針について、職員の理解が深まるような取組を行っている。		○
③	理念・基本方針について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取組を行っている。		○

評価分類 (2) 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる。		B
・理念・基本方針の実現に向けて、3年（平成28～31年）中期計画目標を立てています。3年中期計画は「人材育成」「自己選択できる環境設定」「子育て支援」など具体的な項目を設けています。中期計画に基づき、子どもが主体的に遊べる環境設定、異年齢保育、人材育成のための研修など取り組みを行っています。 ・中期計画を踏まえた年度単位の事業計画は策定されていません。 ・事業計画が策定されていないため、実施状況の把握はできません。 ・事業計画が策定されていないため、計画の説明や資料作成がなされていません。 ・事業計画が策定されていないため、保護者への説明は行っていません。 ＜コメント・提言＞ ・中期計画に基づいた、単年度ごとの事業計画を策定し、職員・保護者への周知が期待されます。		
評価項目		実施の可否
①	理念・基本方針の実現に向けた中・長期計画が策定されている。	○
②	中・長期計画を踏まえた年度単位の事業計画が策定されている。	●
③	事業計画の策定が組織的に行われている。	●
④	事業計画が職員に周知されている。	●
⑤	事業計画が保護者等に周知されている。	●

評価分類		A
(3) 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている。		
・管理者の役割、責任については「就業規則」に記載され、設置法人合同研修会、職員会議や週ミーティング、ケース会議で表明しています。 ・園長は、保育サービスの質の現状について、毎日クラスを見回ったり保育に入ったりし、主任とも連携をとっています。また早番、遅番の時間帯も状況を把握したりしながら、評価・分析を行っています。 ・園長は、子どもへの接し方、環境設定、地域支援の取り組みなどについて職員に改善の取り組みを明示しています。園長は課題に対し、職員間での連携や、話し合いで、改善策や企画を練るよう提起し、自らも、積極的に参画しています。 ・経営、業務の効率化と改善に向けて、人事・労務・財務面で設置法人が分析を行っています。事務管理面では設置法人系列園全体をパソコン上で統一できるようにしています。園では園長が人員配置や、労務、財務面の分析を行っています。 ・園長は職員同士が、協力し理解しあって効率的に業務ができるように配慮しています。じっくり話し合える場を園外（近隣の市民プラザ会議室）に設けたりしました。会議では議題は前もって伝え、備品の購入も設置法人系列園で時期を調整するなどしています。		
評価項目		実施の可否
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	○
②	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	○
③	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	○

評価分類		C
(4) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
・今年度、川崎市の評価基準により、第三者評価を受審しました。園においては、職員は年度初めの4月に、300項目におよぶ「自己点検 自己評価のためのチェックリスト」をもとに、自己評価を行っています。自己評価を行った後、数人でグループ討議を行います。自分自身の気づき、園としての課題の記載をし、研修計画に活かしていますが、改善実施計画の策定には至っていません。 ・評価に関する担当は園長および主任となっています。今年度受審の第三者評価については、結果報告書受け取り後、職員会議で分析・検討を行うことになっています。 ・今回の第三者評価受審結果報告書を受け取った後に、職員会議で分析し、課題を抽出し、改善にむけて計画策定する予定です。 <コメント・提言> ・今回の第三者評価受審後、職員間で話し合い、課題や改善につなげ保育の充実が図られることが期待されます。		
評価項目		実施の可否
①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	●
②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	●

評価分類		B
(5) 経営環境の変化等に対応している。		
・ 設置法人が社会福祉事業全体の動向について把握しています。園では高津区幼保小連絡会議、児童相談所などから情報を得ています。また設置法人として「ぶどうの木子育て支援委員会」を設置し、区を超えて多摩区、宮前区、狛江市など近隣の地域との連携を深めています。高津区児童家庭支援課からの情報や園児学舎の話、園長会での話などから、自然豊かで子育てしやすい土地であり若い世代も増えており、入園希望が多いことや、子育てに関し、小学校との連携も必要であることなどを把握しています。 ・ 経営状況、コストは設置法人が分析することになっています。園でも無駄をなくし、効率化を図り利用者推移の分析を行っています。経営やサービスのコスト分析後の改善の取り組みは、中期計画や事業計画に反映されていません。 ＜コメント・提言＞ ・ 開設2年目であり、今後行うコスト分析結果や、改善に向けた取り組みなどが中期計画、事業計画に反映されることが期待されます。		
評価項目		実施の可否
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	○
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	●

＜組織マネジメントに関する項目＞

共通評価領域 6 地域との交流・連携
＜特によいと思う点＞ ・地域の家庭を対象に子育ての相談や保護者の交流の場として「子育てサロン」を企画、保育のスキルや遊びの提供を行っています。臨床心理士を招いて学習会「子育て講座」を実施し、子育ての悩みへの質疑応答など共に学び合える場を用意しています。園長は、近隣の小児科や小学校からの個別の相談に応じたり、高津区の講座で講師を務めるなど園の機能の活用にも努めています。地域で連携し、川崎市中部児童相談所のケースカンファレンスを実施し、地域資源を利用したネットワークづくりを進めています。 ・設置法人は、毎年「ぶどうフェス」を開催しています。今年は設置法人設立15周年を記念して梶ヶ谷園の施設を利用し、設置法人内の5保育園共同で親子や地域で参加できるベビーマッサージや食堂、積み木などの催しものを行いました。延べ500人が参加し、園や法人が地域に認知されるよう取り組みました。 ＜さらなる改善が望まれる点＞ ・園では現状ボランティアの受け入れをしていません。地域に根差した園として、今後、ボランティアを受け入れることを期待します。

評価分類 (1) 地域との関係が適切に確保されている。	B
・園外に設置している掲示板に園だより、保健だより、給食だよりなど保育園の情報を掲示しています。市の図書館や子育て支援センター、区役所で行う保育作品展や保育まつりなどの行事において、園の情報を掲載したパンフレットを配布しています。 ・地域で乳幼児の子育てをしている家庭を対象に子育ての相談や保護者の交流の場として「子育てサロン」を企画、保育のスキルや遊びの提供を行っています。掲示板で育児相談の窓口を設けていることを周知しています。臨床心理士を招いて学習会「子育て講座」を実施し、子育ての悩みへの質疑応答など共に学び合える場を用意しています。さらに、園長が高津区の講座で講師を務めるなど保育園が持っている機能を活用するように努めています。 ＜コメント・提言＞ ・ボランティアの受け入れ実績はない状況ですが、今後受け入れることを期待します。	
評価項目	実施の可否
① 地域社会に対して、開かれた組織となるよう、事業所に関する情報を開示している。	○
② 事業者が有する機能を地域に提供している。	○
③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	●

評価分類 (2) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	A
・園長が高津区園長会に出席し地域の具体的なニーズの把握に努めています。5歳児の担任が年長児連絡会議や幼保小連携会議などに出席し就学に向けての情報を共有しています。また川崎市中部児童相談所とは情報共有し、川崎市中央療育センターとは配慮を要する子の個別支援プログラムを共有し、現在配慮を要する子が通っている民間の児童発達支援室とも連携しています。 ・近隣の小児科や小学校からの個別の相談に園長が応じています。また、共通課題の解決に向けて設置法人としても取り組むように努めています。「ぶどうの木の子育て支援委員会」を設置し、子育てニーズを分析し情報誌を発行することを計画しています。 ・地域で連携し、川崎市中部児童相談所のケースカンファレンスを実施し、地域資源を利用したネットワークづくりを進めています。 ・設置法人は、毎年「ぶどうフェス」を開催しています。今年は設置法人設立15周年を記念して梶ヶ谷園の施設を利用し、設置法人内の5保育園共同で親子や地域で参加できるベビーマッサージや食堂、積み木などの催しものを行いました。延べ500人が参加し、園や法人が地域に認知されるよう取り組みました。	

評価項目		実施の可否
①	関係機関・団体との定期的な連絡会等に参画している。	○
②	地域の関係機関・団体の共通の課題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
③	地域の福祉ニーズを把握するため事業・活動に参加している。	○

<組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域
7 職員の資質の向上の促進
<特によいと思う点>
・設置法人の採用担当が計画的に人員を採用し、配置については、余裕がある配置となるよう努めています。ライフサイクルに合わせた働き方や長く就労できる環境について考えています。育休、産休明け職員には「ししゃもの会」があり、相談やサポートをする体制があります。育休中や休職中の職員のグループ登録をし、園長は定期的に連絡や情報交換の場を作っています。
・年度初め4月に各職員が「自己評価チェック表」による自己評価を行った後、数人でグループ討議を行います。自分自身の気づき、園としての課題の抽出も行い、年間の自己目標を設定し、園長と面談後に研修計画につなげています。年度末に、「自己評価チェック」の再チェックを行い、振り返りも行っています。
<さらなる改善が望まれる点>
・実習生の受け入れについてマニュアルがあり、保育技術だけではなく、子どもとの接し方、チームワークの取り方、意欲をもって仕事に当たる姿勢なども実習に含めるよう準備していますが、受け入れ実績はありません。保育に関する人材育成のためにも、今後、実習生の受け入れが期待されます。

評価分類	(1) 事業者が目指しているサービスを実現するための人材構成となるよう取り組んでいる。	B
・設置法人本部の人事管理部門が、職員採用、各園の人員体制、人事管理全般を行っています。設置法人の採用担当が計画的に人員を採用し、川崎市保育所職員配置基準に基づき人員を配置しています。余裕がある配置となるよう努めており、園長は設置法人人事管理担当者と連携を密にとっています。 ・保育園運営に必要な資格を有する保育士・栄養士・看護師などの人材の採用は設置法人が行い、園に配置しています。設置法人の理念や基本方針を理解し、賛同できる職員を採用しています。 ・就業規則に服務規程、倫理規定が明記されています。保育園業務マニュアル、個人情報に関するマニュアルに法令遵守、個人情報保護が規定されています。 ・職員は年1回、職員の自己査定をもとに、園長と設置法人担当者が評価し、報酬を決定しています。勤務状況、研修参加などを査定に含むことを職員に説明しています。園長の査定結果は職員の面談時に伝えています。 ・実習生の受け入れについてのマニュアルがあります。現在、受け入れ実績はありません。 <コメント・提言> ・保育に関する人材育成のためにも、今後、実習生の受け入れが期待されます。		
評価項目	実施の可否	
①	必要な人材や人員体制に関する具体的な考え方が確立している。	○
②	具体的なプランに基づく人材の確保に取り組んでいる。	○
③	遵守すべき法令・規範・倫理等を正しく理解するための取組を行っている。	○
④	職員の育成・評価・報酬（賃金・昇進・昇格など）が連動した人材マネジメントを行っている。	○
⑤	実習生の受入れと育成が積極的に行われている。	●

評価分類		A
(2) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
・ 設置法人の定めた保育方針、職員の基本姿勢を定めた「ぶどう基準」に、組織が職員に求める基本姿勢や意識が示されています。保育実践に必要な専門知識や技術、経験・能力に応じた期待水準は、「就業規則」「職員のためのステップアップ表」に明示されています。設置法人本部合同研修、外部研修、内部研修で資質向上を図っています。 ・ 年度初めに職員一人一人の目標を設定し、設置法人合同研修受講と外部研修を受講する仕組みとなっています。 ・ 園長・主任は職員との個人面談や会話、日常の保育業務から職員の知識、保育技術の習熟度や能力を把握しています。 ・ 研修受講後は報告レポートを提出しています。レポートはファイルにし、職員が閲覧できるようにしています。研修を受講した職員は、職員会議で報告と要点を発表しています。園長は、職員との個人面談時に研修の成果、実施状況について確認しています。日常保育から職員の保育技術の習熟度や資質向上のための研修の見直しを行っています。非常勤職員も研修に参加しています。		
評価項目		実施の可否
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	○
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	○
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	○

評価分類 (3) 職員の就業状況に配慮がなされている。		C
・園長・主任は出勤簿や残業簿で職員の勤務状況を把握するとともに職員との面談や日常会話からも意向や希望を聞いています。設置法人では人事採用計画を見直したり、育休、産休明け職員には「ししゃもの会」があり、相談やサポートをする体制があります。育休・休職中の職員のグループ登録をし、園長は定期的に情報交換の場を作っています。園長は職員と年2回以上個人面談を行っています。園長・主任は職員が日ごろから、希望や要望を言いやすい雰囲気を作っています。臨床心理士やカウンセラーは設置していません。 ・園の看護師、「ししゃもの会」、系列園の園長、設置法人本部などへの相談の仕組みがあります。職員に希望を聞いた結果により福利厚生センターへは加入していません。インフルエンザ予防接種費用補助をしています。設置法人内の「互助会」があり、お祝い・弔意金制度のほか、職員間の親睦を深める催事などを行っています。 ＜コメント・提言＞ ・設置法人内で努力されていますが、総合的な福利厚生事業の取り組みが期待されます。職員が希望した場合にカウンセラーや、産業医へ相談できる体制やメンタルヘルスチェックの機会の導入なども期待されます。		
評価項目		実施の可否
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	●
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	●

認可保育所 利用者調査項目（アンケート）

2016/11/28

対象事業所：

ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

●アンケート送付数（対象者数）（ 48 ）人

●回収率 77% （ 37 ）人

サービスの提供

利用者調査項目		はい	いいえ	どちらとも いえない	無回答	計
1	子どもが生活する保育室は、落ち着いてすごせる雰囲気 に整えられていますか。	37 人	0 人	0 人	0 人	37 人
		100%	0%	0%	0%	
2	保育中の発熱や体調不良、ケガなどの対応、保護者への 連絡等は適切ですか。	35 人	1 人	1 人	0 人	37 人
		94%	3%	3%	0%	
3	食事・おやつなどのメニューは、子どもの状態に配慮さ れた工夫がありますか。	37 人	0 人	0 人	0 人	37 人
		100%	0%	0%	0%	
4	日々の保育の様子が情報提供されており、保育について 職員と話をすることができますか。	29 人	0	8 人	0 人	37 人
		78%	0%	22%	0%	
5	季節や自然、近隣とのかかわりが保育の中に感じられま すか。	36 人	0 人	1 人	0 人	37 人
		97%	0%	3%	0%	
6	各種安全対策に取り組まれていますか。	37 人	0 人	0 人	0 人	37 人
		100%	0%	0%	0%	

利用者個人の尊重

7	お子さんは保育所で大切にされていると思いますか。	37 人	0 人	0 人	0 人	37 人
		100%	0%	0%	0%	
8	職員はあなたやあなたの子どものプライバシー（秘密） を守っていますか。	36 人	0 人	1 人	0 人	37 人
		97%	0%	3%	0%	

相談・苦情への対応

9	保護者が子育てで大切にされていること等について、職 員は話を聞く姿勢がありますか。	35 人	1 人	1 人	0 人	37 人
		94%	3%	3%	0%	
10	要望や不満があったとき、第三者委員（保育所外の苦情 解決相談員）などに相談できることを知っていますか。	21 人	16 人	0 人	0 人	37 人
		57%	43%	0%	0%	
11	保育所は、要望や不満などに、きちんと対応しています か。	32 人	1 人	4 人	0 人	37 人
		86%	3%	11%	0%	

周辺地域との関係

12	周辺地域、関係機関と園との関係は、良好であると思 いますか。	36 人	0 人	1 人	0 人	37 人
		97%	0%	3%	0%	

利用前の対応

13	【過去1年以内に利用を開始され、利用前に説明を受け た方に】入園に際し保育所から受けたサービス内容や利 用方法の説明は、わかりやすかったですか。	23 人	0 人	0 人	23 人	
		100%	0%	0%		

第三者評価受審して

平成29年3月10日

ぶどうの実 梶ヶ谷園

園長 堀 初恵

法人で5園目となる梶ヶ谷園は、平成27年4月に開園し2年目を迎えます。法人内では組織的にも「保育の質」の向上に取り組んできました。法人内で取り組んできた土台の蓄積はあるものの、自園での取り組みはまだこれからということで、しっかりと土台を築くためにも第三者評価を受審することにしました。

実際に受審してみて、評価の項目に沿って評価の視点をおさえながら記述するだけでも、しようと思っているのに出来ていないこと、まったく視点到欠していたことなど、気づかされることがたくさんありました。実際にヒヤリングを受け評価の総評と向き合う中で、今後取り組むべき課題が明確になり、常に向上心を持って保育に向き合うことの大切さを再認識しました。

今後は、地域に開かれた運営ができるよう地域交流の行事やボランティアの受け入れなど積極的に取り組むこと、保育サービスの均一化を図るために、評価の項目に沿ってスタッフ皆でチェックしながら、さらなる改善にむけて取り組みを具体的に進めていきたいと思っています。

保育園に対する社会的ニーズは年々多様化し、社会的資源として益々重要な役割と責任を担う存在になると思います。未来を担う子どもたちを健やかに育てていくために、「保育の質」のさらなる向上にむけて、スタッフ一丸となってより良い保育を創っていきます。そのためには、私、園長がリーダーシップを発揮し、スタッフとのコミュニケーションと情報共有を丁寧に積み重ね、ひとり一人の自己研鑽と自己成長をサポートして、チームワークの強化を図ると同時に、利用する子ども、保護者、地域の方々の声を心で受け止め、一体感のある保育運営の実現を目指します。

多くの気づきを与えてくださった評価機関の皆様に深く感謝申し上げます。